

ANNUAL REPORT

Japan National Council of Social Welfare

全国社会福祉協議会は
ともに生きる豊かな福祉社会を
めざします。

年次報告書

Process & Achievement

2015-2016

ふれあいネットワーク



全国社会福祉協議会



ANNUAL REPORT

年次報告書 2015-2016



目次／contents

■ トップメッセージ	3
■ 全社協 福祉ビジョン2011 第2次行動方針	4
■ 特集：社会福祉諸制度への提言	
① 介護分野 介護の実態とあるべき介護制度への提言	6
② 保育(子ども・子育て)分野 保育現場の課題と子ども・子育て支援の今後のあり方	8
③ 子ども家庭(社会的養護)分野 社会的養護関係施設の課題と養育の質の向上	10
④ 障害分野 障害児者の自立支援の課題	12
⑤ 生活困窮者(セーフティ関連)分野 生活困窮者支援の実態と総合的なセーフティネット対策	14
■ 全国社会福祉協議会の取り組み	
社会福祉協議会は、福祉のまちづくりをすすめます	16
全社協は「ともに生きる豊かな福祉社会」をめざします	16
孤立を防ぎ、住み慣れた地域での暮らしを支えます	17
福祉サービスの質を確保し、利用する人の権利を守ります	17
福祉・介護・保育を担う福祉人材を育てます	18
アジアの福祉人材育成と国際的な交流・支援活動に取り組みます	18
広報・メディア活動で社会福祉への理解を広げます	18
平成28年熊本地震 被災地への支援をすすめています	19
■ 全社協の法人組織	20
■ 種別協議会・団体連絡協議会の概要と重点事業のご紹介	20
■ 全社協の法人概要	23

編集方針： 本会の事業や活動、実績、組織概要等を説明、紹介し、社会福祉関係者・関係団体、他分野の団体、マスコミ、さらには一般の皆様への広報活動や理解促進に役立てていただくことを目的に刊行しています。

報告範囲： 全国社会福祉協議会および種別協議会・団体連絡協議会の活動

報告対象期間： 2015年度(2015年4月1日～2016年3月31日)の取り組み実績をもとに作成しています。
さらに、できるだけ発行直前までの最新の情報を掲載しています。



「ともに生きる 豊かな福祉社会をめざし」 さらなる行動を！

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
会長 斎藤 十朗

2015年度(平成27年度)、生活困窮者自立支援事業が全国で本格実施されました。この事業の委託先の8割は社会福祉協議会です。1年間で22万6千件の新規相談がありました。失業や不安定な雇用等による貧困・格差の問題、孤立や引きこもりと地域社会とのつながりの希薄化などが絡み合い、総じて厳しい実態であると、全国的に報告がなされてきています。地域では、支援を必要とする人々、支援の手が届いていない人々が潜在化しています。引き続き、社会福祉関係者間の連携強化はもとより、行政等関連機関・専門職が協調・協力して、有機的なネットワークをもとに、セーフティ対策に取り組んでいかなければなりません。

さて、全国社会福祉協議会では、これにさきがけて「福祉ビジョン2011」にて「ともに生きる豊かな福祉社会」づくりを、構成する社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人・福祉施設協議会等組織とともに提唱し、取り組んできています。

われわれのこうした取り組みは、国が最重要政策とする「一億総活躍社会」に掲げられている「全ての人が包摂される社会の実現」の理念と、意義を同じくするものと、理解するところです。その一億総活躍プランでは、成長戦略として、持続可能な社会保障・社会福祉制度、とくに急を要する子育て支援や介護サービスの整備を工程にもとづいて実施するとの方向が明示されています。また、福祉人材確保の処遇改善等については、工程の前倒しの政策が予算編成過程で検

討される予定です。こうした過程のなかで、2018年度(平成30年度)に向け、介護と医療の再編、子ども・子育て支援新制度での保育等の拡充、児童福祉法改正による社会的養護関係施策の再編、改正障害者総合支援法の関係施策の拡充、そして生活困窮者自立支援事業等の見直し検討が具体的にすすめていけます。

さらに、社会福祉法人改革がこの時期に重なります。社会福祉法の理念は、「個人が住み慣れた地域において、人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活ができるように支える」と謳っております。社会福祉法人組織は、自らの公益性と非営利性のもとに、適切かつ、果敢に地域の福祉基盤を担う役割を果たしていくことで、住民の期待とニーズに応えるとともに、自らの存在意義を明らかにしていくことが重要であると考えているところです。

あらためて、重要な変革期であります。福祉を必要としている人々、利用している人々の代弁者として、われわれは、福祉の本質と制度のあり方を広く社会全体に発し、理解と支持を得て、必要とされる福祉政策の実現をはかってまいる所存であります。

本アニュアルレポートには、子ども・家庭福祉、障害福祉、高齢福祉、生活困窮者自立支援事業の現状と今後の課題を特集として載せております。これらをふまえつつ、今後、社会福祉がたどるべき道筋を、皆様とともに確認しながら、「ともに生きる豊かな社会」の実現のために尽力してまいりたいと存じます。

全社協 福祉ビジョン2011 第2次行動方針

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ (2015(平成27)年3月)

全社協政策委員会(※)の構成組織は、平成22年度「全社協 福祉ビジョン2011」において4つの重要課題への取り組みを「行動方針」に定めました。

- 1 柔軟に対応できる制度内の福祉サービスの強化、確立
- 2 制度で対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動の積極的展開
- 3 市区町村単位での相談・調整機能の連携・総合化の仕組みづくり
- 4 制度改革の働きかけ

平成26年3月に「第2次行動方針」を策定し、2015(平成27)年を起点に取り組んでいます。

全社協 福祉ビジョン2011 第2次行動方針の取り組み

「いま、取り組むべき7つの重要課題」と全社協の主な事業、取り組み

▼ 7つの重要課題

▼ 全社協の主な事業、取り組み

1 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立

- 生活困窮者自立支援制度への対応と総合相談・生活支援システムの確立
- 生活福祉資金貸付制度、運用の改善
- 日常生活自立支援、成年後見、および虐待防止等に関する取り組みの推進
- 地域協働による重層的な福祉活動と地域ケア体制の構築

2 地域での公益活動の展開強化

- 社会福祉法人・福祉施設と社協との連携による地域での公益活動の推進
- 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

3 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化

- 社会福祉法人制度改革への取り組みと支援強化
- 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進
- 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示
- 市区町村社協の経営基盤の強化支援

4 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化

- 新たな福祉人材確保施策への対応
- 福祉人材センター機能の強化
- 中央福祉学院研修事業の充実、都道府県・指定都市社協研修実施機関の支援
- 「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり」の推進
- 「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」の推進

全社協 福祉ビジョン2011 第2次行動方針の全文は下記のURLよりご覧いただけます。

http://www.shakyo.or.jp/news/20150331_vision.html



※ 全社協政策委員会とは

国民、福祉サービスの利用者にとって望ましい豊かな福祉社会の実現をめざし、全社協を構成する組織が結集して、社会福祉政策、制度および予算の充実をはかることを目的とし、全社協が設置した委員会です。

構成組織 都道府県・指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会(地域福祉推進委員会)、全国民生委員児童委員連合会、社会福祉施設・在宅事業等組織、全国社会福祉法人経営者協議会、団体連絡協議会、(関係団体)全国老人クラブ連合会、全国社会福祉協議会

平成28年度 予算要望等 ●平成29年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書
●社会福祉法人制度および予算、税制に関する要望書 等

「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」の取り組み(平成28年度～平成30年度)

全社協政策委員会では福祉人材確保の緊急性に鑑み「地域を支える福祉人材確保・育成・定着のための取組方策」を策定し、全国と都道府県・市町村の各段階、および各社会福祉法人組織が福祉人材確保のための具体的な活動・事業を展開するよう働きかけていきます。

5

大規模災害と防災への対応の強化

- 福祉分野における防災・災害時の救援活動の強化
- 大規模災害対策の推進、東日本大震災被災地、平成28年熊本地震被災地の支援

6

地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり

- 全国の民生委員児童委員協議会の活動強化
- ボランティア・市民活動の推進、地域における福祉教育の推進
- 広報事業の充実・強化

7

地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

- 社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる基本課題の検討、あり方提示および関係諸制度改革への対応
- 子ども・子育て支援新制度、子ども家庭福祉制度拡充への取り組み
- 障害保健福祉施策の拡充への取り組み
- 高齢者福祉・介護制度等の拡充への取り組み
- 地域福祉施策の再編成への対応
- 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進
- 「全社協福祉懇談会」の開催

介護の実態と あるべき介護制度への提言

全国社会福祉法人経営者協議会
高齢者福祉事業経営委員会
委員長 加中 英喜

社会福祉法人は、介護をはじめとする高齢者福祉分野における主たるサービスの担い手として、地域包括ケアシステムの構築を含めた地域の福祉を担う公益法人としての責任をさらに果たしていかなければなりません。社会福祉法人の全国組織である全国社会福祉法人経営者協議会(以下、「全国経営協」)では、それぞれの法人が自らの役割を果しうる環境をつくっていくために、今般の社会福祉法人制度改革や、介護保険制度改正・報酬改定に対して、エビデンスにもとづく提案・主張を重ねていきます。

制度改革に関する動き

65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える(3,878万人)ものと予測されています。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合も増加していき、2055年には、25%を超える見込みです(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国推計)(平成24(2012)年1月推計)」)。

一方で、保険料を負担する40歳以上人口は、介護保険制度創設の2000年以降、増加してきましたが、2021年の7,787万人をピークに減少に転ずるとされています。こうした推移をふまえると保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれています。そのため、地域包括ケアシステムの構築をはかるとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するため重点化・効率化を求める指摘も続いています。

①地域支援事業の充実、②予防給付の見直し、

③特養の機能重点化、④低所得者の保険料軽減の強化、⑤介護保険事業計画の見直し、等を柱とする改正介護保険法の施行と報酬改定が行われた平成27年4月以降も、財政制度等審議会財政制度分科会や経済財政諮問会議では、医療・介護の重点化・効率化や負担能力に応じた公平な負担などの課題が相次いで提言されています。次期制度改正・報酬改定に向けても、基本的には「負担能力に応じた負担を求める」という観点と、「給付の範囲や内容について検討し適正化する」という方向性にもとづいた検討がすすめられています。

事業者の状況～事業収支状況調査から

経済・財政再建を着眼点とした制度の見直しがすすむなか、全国経営協では平成27年度の報酬改定による法人経営への影響を把握することを目的に、平成26年度と27年度の各々4月から6月の事業収支状況調査を実施しました。地域区分による上乗せ率の変更や事業規模の増減による影響を除いた925法人の回答(有効回答率36.4%)による集計結果からは、おおむね次のようなことがうかがえます。

26年度と27年度の事業収入を比較して、対前年度で増加法人が24.3%、減少法人が75.7%でした。27年4月からの基本報酬の大幅な減額(−4.48%)をカバーして対前年度比でプラスになっている主な原因は、1年間にわたる利用者の人数の増加とさらには重度化への対応によるものと考察できます。

事業支出の減少理由で最も多いのは、「職員の減少」(49.9%)です。この職員の減少は、今の雇用情勢からみれば報酬改定による支出削減によるものでないことは明白であり、職員の離職に伴う採用ができていない厳しい状況を反映するものと言えます。また、この職員不足は「利用者数の減少」(16.5%)にも結びついている可能性があります。

全国経営協の取り組み

今回の調査では3カ月のみの収支を対象とした調査とはいえ、報酬改定の影響と人材不足の深刻さが浮き彫りとなっています。しかし、こうした状況においても影響を最小限におさえている法人と予想以上に影響を受けている法人の二極化がすすんでいるとの印象を持っています。現在、法人全体の事業収支だけではなく、加算の取得状況や職員配置状況等について年間を通したデータの収集・分析をすすめています。

平成22年に厚生労働省が実施した「介護保険

制度に関する国民の皆さまからのご意見募集」で「介護保険を評価している」との回答が60%を超えているなど、介護保険制度は着実に社会に定着してきています。事業者としての提案・主張と同時に、利用者・家族の思いをできる限り集約・代弁することで、国民からの支持という目線からの検証、提言も必要と考えています。社会福祉法人としての公益性を意識した経済・財政面からの見直しにとどまらない利用者主体の制度のあり方を提案していきます。

財政再建のために、まっさきに制度変更が検討されるのが、現在の高齢者福祉のありようです。

そして、団塊の世代が後期高齢者と呼ばれる時代の到来という『すでに起こった未来』への対策として必ず、効率化・重点化という言葉が使われます。これらの言葉が本来の意味で使われているか否かは別として、私たち社会福祉法人関係者が使うとすれば、「効率化や重点化をすることができると」、「できないこと」をしっかりと社会に示すこと、そして、発信していくことが重要だと考えています。

■ 主な取り組み課題

① 制度改正への提言とりまとめ	〈エビデンスにもとづいた提案〉 ● 法人経営調査の継続と意見集約 ● 利用者負担増に伴う影響把握
② 介護保険サービスの質の評価	〈経営協としてのサービスの質についての考え方〉 ● 利用者への影響、職員の働きがいと魅力発信 ● 制度の持続面からの必要性
③ 新たな高齢者福祉事業モデルの模索	〈地域との関わり、医療との関わり、制度との関わり〉 ● 医療制度動向への対応と連携のあり方 ● 新しい総合事業の展開における形態 ● 地域における実践事例の検討
④ 介護人材の確保、育成について	〈業界全体での取り組み〉 ● 社会福祉法人に対するポジティブな評判の形成に向けた取り組み ● トータルな人材マネジメントの推進



保育現場の課題と

子ども・子育て支援の今後のあり方

全国保育協議会
副会長 小島 伸也

保育をとりまく現況

今日、少子化対策と待機児童解消は国民的課題です。

「待機児童解消加速化プラン」の推進とともに、「夢をつむぐ子育て支援」としてすべての子ども・子育て家庭の支援が、日本の未来を支えるための重要な施策である「ニッポン一億総活躍プラン」として閣議決定されました。

待機児童数は平成27年4月において約23,000人、前年同月に比べ5年ぶりに約1,800人増加しました。これは保育施設・事業所の定員が増加しているにもかかわらず、人口集中と女性就業率の高まり(70.8%、2014年)、さらに子ども・子育て支援新制度への期待が、1・2歳児の保育利用率の急速な伸びとして反映され、結果として待機児童増となりました。

また、保育士の有効求人倍率は全国平均で2.34倍、とくに都市部での保育士不足は深刻な状況です。

保育士の給与は、平成25年度以降に月額21,000円分の処遇改善がなされました。さらに、平成29年度には月額6,000円が上乗せされ、経験・技能修得の評価による4万円のアップも計画されていますが、全産業との比較差を解消する一層の処遇改善が必要です。

他方、平成24年の子どもの貧困率は16.3%で、6人に1人が貧困であり、すべての子どもの健やかな育ちを保障するための対策が急がれます。

保育(子ども・子育て)関連の制度政策の動向

平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度では、保育の量の確保と配置基準の改善などをはじめとする質の改善、保育士の処遇改善等を実施するため、1兆円超を要するとされていましたが、いまなお、質の改善分0.3兆円超は確保されていません。

待機児童解消のためとして、保育現場は、定員を超える受け入れをしている実態があります。一人ひとりの子どもへのきめ細かな保育を保障する、質の改善が求められます。とくに職員配置の改善が急務です。

保育現場の課題

都市部の待機児童の増加は、0～2歳児を中心として深刻度を増しています。人口が都市部に集中していることが一因ですが、保育所・認定こども園等の利用児童数の弾力運用は限界であり、抜本的な対策(保育所・認定こども園の新規整備、小規模保育事業・事業所内保育事業・企業主導型保育事業の設置等)が求められています。保育環境の整備のための、国民的理解と協力を得る取り組みもあわせて必要です。

また、児童虐待の通告は過去最高の10万件を超えました。地域の家庭への支援を関係諸機関と連携してすすめるとともに、個別配慮を必要とする発達障害児等や貧困家庭の保護者と家庭支援を強化するなど、子どもの最善の利益を守る児童育成環境の見直しが求められます。

社会福祉法改正への対応

保育を展開する社会福祉法人は、児童福祉の主要な担い手であり、社会福祉法人の本旨たる公益性発揮のためにも、地域に向けて、現有の保育機能も活用しながら一層の福祉の充実、公益的な取り組みをすすめることが求められます。

今後の取り組み

「一億総活躍プラン」に盛り込まれた保育士の処遇改善(2%の改善と、技能・経験を積んだ職員に4万円の改善)をすべての保育所・認定こども園等で実現し、待機児童の解消と質の高い保育を実現するために必要な保育士を確保することが必要です。

また、「量の拡充」と教育・保育の質の向上および抜本改革のために1兆円超の予算確保が必要です。

さらに次期公定価格改定に向けて、社会全体で子ども・子育て支援を保障する制度拡充をさらに推しすすめることが重要です。



子ども・子育ての改善要望

保育の質の改善と保育人材の確保対策の拡充

- ① 子ども・子育て支援新制度のための1兆円超の確保
- ② 国家資格である保育士の人材確保対策の拡充と抜本的な処遇改善の実現
- ③ 保育士等配置基準の抜本的な改善
- ④ 保育士のキャリアアップの仕組みの構築と専門性の維持・向上のための給付の改善
- ⑤ 開所時間に見合った正規雇用保育士の配置を実現する給付の充実
- ⑥ 保育士の柔軟な働き方を支援するための短時間保育士制度の拡充と約9万人の非正規雇用保育士を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑦ 障害児保育、病児病後児保育等の加算の増額、嘱託医・看護師の専門性に見合った給付の実現
- ⑧ 産休代替等職員の正規雇用保育士と同等の賃金水準の確保
- ⑨ 新卒保育士の保育就労の定着等支援対策の強化
- ⑩ 感染症対策の強化のため、体制・環境整備、研修機会の確保の実現等、支援の拡充
- ⑪ 健全な子どもの発達やアレルギー対応等に応じた自園給食の提供確保、食育の促進

利用負担軽減、環境の整備等

- ⑫ 保育の必要な子どもの利用が阻害されることのないよう、利用者負担の軽減の実現
- ⑬ 子どもを育むにふさわしい生活の場としての保育環境の維持・向上
- ⑭ 保育所の事務職員の配置強化と事務処理の負担軽減のための電算化の促進
- ⑮ 保護者・家庭と連携した子育て支援の拡充
- ⑯ 保育の質の向上のための第三者評価について、すべての保育所が受審すると目標達成のための受審費用の全額補助(30万円以上)の確保

社会的養護関係施設の課題と

養育の質の向上 ～この子を受けとめて、育むために

全国乳児福祉協議会
制度対策研究委員会
委員長 横川 哲

社会的養護をとりまく現況

平成27年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は103,260件(速報値)で、児童虐待防止法が施行された平成12年度の約5.8倍となっています。

一方、社会的養護施設の被措置児童等虐待の届出・通告件数は平成25年度で288件、うち虐待が認められたのは87件です(児童養護施設56.3%、里親・ファミリーホーム14.9%、児童自立支援施設12.6%)。「適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障」とある社会的養護の本質が問われている実態であります。

新たな社会的養育施策検討の動き

国は、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、平成24年11月に「児童養護施設等の小規模化および家庭的養護の推進について」の通知を発出し、平成27年度から15年間の数値目標を掲げた取り組みを開始しました。社会的養護関係施設はそれぞれの地域性や法人の実態をふまえ、「15年計画」の青写真を策定し、それをもとに都道府県の「推進計画」が国に提出されました。

そのうえで国は「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告書(提言)を平成28年3月にとりまとめ、平成28年6月3日、『児童福祉法の一部を改正する法律』の公布により、国、都道府県、市町村の役割・責任を明確化するとともに、今後、「新たな子ども家庭福祉」の検討において社会的養育のあり方を再検討していく

との動きにあります。

社会的養護の特質

社会的養護関係児童福祉施設の現場は、子どもの養育の質の向上のための小規模化や家庭的養護の取り組みにおいて、これまでの養育形態や職員相互の連携や養育上の行動様式を変える必要性に迫られながら、子どもたちにふさわしい生活をいとなめるよう努めています。

とりわけ、社会的養護を必要とする子どもたちには、虐待により傷つき、また、障害や病虚弱などの課題が増えている現状にあって、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等では、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応と、施設養育の強みであるチームアプローチの重要性和専門性がより必要とされています。子どもの家庭の背景、子どもの課題や特性にそった養育をチームの共通目標とし協調、協力することが必要です。そこに、アセスメント、ケースカンファレンスやスーパーバイズがとても重要となります。しかしながらチームで働くということは、実際なかなか難しいことです。子どもへの関わりの振り返り、専門性を持つ多職種職員の協調と融合によって「一緒に子どもと向き合い、子どもを育む仲間がいる」と感じられることが、とても大切です。子ども一人ひとりを受けとめ大切に、チームで支え合う、人と人とのつながりを育む、そこに子どもと大人が育ちあう環境が大切な要素であることを、ていねいに確認しなければなりません。

社会的養護のこれから

今回の児童福祉法の改正では、「家庭と同様の環境における養育の推進」が児童福祉法第3条の2に規定されています。平成21年11月の国連採択の『児童の代替的養護に関する指針』が大きく影響していると思われます。法文には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」や「良好な家庭的環境」とありますが、家庭で養育を受けられず、社会的養護を必要とする子どもたちの存在があります。そのためには、実現可能な社会的養護の再構築とともに、専門職種の「チームアプローチ」、「ケースカ

ンファレンス」、「スーパーバイズ」といったアプローチを実現させなければなりません。

全国児童養護施設協議会は平成20年8月に『この子を受けとめて、育むために』を発行し、平成21年3月に全国社会福祉協議会は『子どもの育みの本質と実践』の調査研究報告を出しています。そのなかに「ともに成長しようというおとなに出会うとき、子どもの養育は促進される」という言葉があります。これを心に留め、時代のすう勢にあって、今日的に必要とされる、子どもを中心においた養育のあり方を主眼として実践を積み重ねていかなければならないと感じています。

子ども家庭福祉の改善要望

実現可能な社会的養護体制の再構築、
人材確保と養育の質の向上のための施策の拡充

- ① 児童福祉法の改正に伴う実現可能な社会的養護体制の再構築の検討と具現化
- ② 養育単位の小規模化の実現と一人ひとりの子どもにそったきめ細かな養育の実践をはかるための人材確保対策・職員配置の拡充と抜本的な処遇改善等の実現
- ③ 社会的養護関係施設の夜間の体制の強化、改善
- ④ 社会的養護関係施設の一時保護受託における児童相談所等との連携体制などの対応体制及び職員体制の強化・拡充
- ⑤ 児童相談所、市町村の体制・機能の拡充、社会的養護関係施設等の連携・協働及び要保護児童への適切な保護措置と養育の提供の確保
- ⑥ 市町村との連携による地域の子育て家庭への相談・援助を強化するための児童家庭支援センターの増設及び機能強化



社会的養護の現状（平成28年7月厚生労働省資料より）

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	経度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

障害児者の自立支援の課題

～障害福祉サービス等着実な実現に向けて

全国身体障害者施設協議会

副会長 白江 浩

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、差別と偏見の中で生きてきた「障害」や「難病」の人々に希望の光が差し始めた矢先、7月26日に起きた神奈川県相模原市の障害者支援施設での入居者への殺傷事件は、史上稀にみる大惨事となりました。亡くなられた19人の方々の御冥福を祈るとともに、心と身体に大きな傷を負われた数多くの方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さらに今回の事件が衝撃的だったのは、容疑者が元職員であったことに加え、その背景・理由としてかつてのナチスドイツの障害者大量虐殺の論理に通じる優生思想があると言われていることです。日本でも20年前まで優生保護法が存在しました。平成18年に国連で採択された障害者の権利条約批准に向けた議論の中で成立し、今年4月に施行された障害者差別解消法は、そうした歴史を克服するためのものでした。その矢先のことで、障害当事者のみならず関係者が受けた悲しみと衝撃は計り知れないものがあります。

その人にふさわしい生活を保障する施策の充実

平成23年に施行された改正障害者基本法は、「障害」はその人を表すのではなく、社会が作り出していることや、誰もが自ら望む自分の生き方や生活が選択でき、支援を受けながら自己実現できる社会づくりをめざすことを宣言しました。平成24年に施行された障害者虐待防止法にもとづき、「障害」のある人への虐待の撲滅と防

止に全力を挙げて取り組んできましたが、現在も障害者虐待は増加傾向にあり悪質化しているとも言われています。一方で入所施設や病院から地域・コミュニティでの自分らしい生活の実現に向けた取り組みは、不十分ながらも確実に広がりつつあります。

平成15年に始まった支援費制度、平成18年の障害者自立支援法、平成24年の障害者総合支援法と言った「障害」のある人々の生活を支える障害福祉サービス制度も、質量ともに着実に伸びてきており、提供事業者の増加もその充実を物語っていると思います。

そういう中で行われた平成27年の報酬改定は介護職員処遇改善加算を加えても、介護保険がマイナス改定であったものの、障害福祉サービスは+1.28%を確保できたことは、関係者の日頃の取り組みの成果であると言えます。

平成27年は障害者総合支援法の見直しの議論が行われた結果、障害児支援や医療的ケアを必要とする児者への支援の拡充、より一層の地域生活支援の充実、就労定着支援の新設などが盛り込まれ、一部を除き平成30年度より施行されることとなり、すでにその準備が始まっています。しかし、急激に増えた提供事業者の増加は、同時にケアの質の低下につながるのか心配されています。虐待のみならず、適切なケアや支援が現場で提供されているのか検証が必要になっています。さらに小児から高齢の多様な年齢層、難病や障害種別の多様性、重度重症重複化等、求められる専門性(医療的ケア・強度行動障害等)、共生社会実現をめざす人間性などケア

を担う福祉人材の質は、極めて高いものが求められています。

法改正を実現するための制度拡充を

第4期障害福祉計画で全市町村(障害福祉圏域)において地域生活支援拠点を整備することが求められました。

次なる平成30年度の報酬改定は、東北ブロック身体障害者施設協議会が行い、全国身体障害者施設協議会の全国大会で報告したタイムスタディ調査等を活用し、根拠にもとづく対応が必要と考えております。経営実態調査の「金」額だけではなく、生活実態を映し出したエビデンスにもとづいて取り組みたいと思います。

やりがいを持ち専門性のある人材確保を！

最も深刻なのは人材不足です。応募者そのものが少ないうえ、障害福祉サービスは初めてという方も少なくなく、専門性が確保できず、ケアの質の低下を招いているケースは少なくありません。社会福祉法人改革の中で社会福祉法人による社会貢献が明文化され義務化されましたが、これまでも困難事例を受け入れ、社会に貢献しようという思いはすべての社会福祉法人に息づいている文化だと言えます。しかし、それを実践する力が人材不足の中で徐々にそがれている危機感も感じます。やりがいを持ち専門性を磨き高めていく、社会福祉法人本来の姿をすべての法人が持ち、誇りをもって共生社会実現のための障害者ケアに取り組めればと思います。

障害者福祉の改善要望

地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

- ① 次期報酬改定(平成30年4月)における安定した事業運営のための報酬設定
- ② 改正障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービスの着実な実現、整備
- ③ 医療的ケア体制の強化、看護師等の処遇改善や研修の拡充
- ④ 障害関係施設の夜勤体制等の強化、改善
- ⑤ 安心・安全な障害福祉サービスの実践のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、及び福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑥ 障害者の所得保障の充実及び障害者の就労における収入の向上のための施策の拡充
- ⑦ 法定雇用率を欧米諸国並みに引き上げ、一定の雇用率以上の部分は、就労支援施設・事業所等への発注に置き換えることも可とする仕組み(みなし雇用)の導入
- ⑧ 障害福祉サービスの質の向上のための第三者評価受審促進のインセンティブの確保



改正障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律)の概要

概 要

- 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
- 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設
- 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
- 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日

平成30年4月1日
一部については公布の日(平成28年6月3日)

(平成28年6月厚生労働省資料より)

生活困窮者支援の実態と 総合的なセーフティネット対策

長野県社会福祉協議会
相談事業部長 小穴 貴弘

生活困窮者を取りまく現況

生活困窮者自立支援法の施行前年に本県社協等が実施した、『福祉に関する県民意識調査(2014年)』では、1,500余りの有効回答のうち14%の方々が、“身近にひきこもり状態の方がいる”との結果となりました。本調査は、社会福祉への関心についての質問のなかで「ひきこもり」について尋ねたもので、単純に推計できませんが、仮に県人口の約209万人に換算するとおおむね29万人との数値です。

こうした背景のもとに平成27年度、県内23の自立相談支援機関(長野県では“まいさぼ”の愛称。)で開始された生活困窮者自立相談には4,504件の新規相談が寄せられ、うち1,536件の自立支援計画(支援プラン)が作成されました。

いずれも全国平均を上回っていますが、先の調査結果から推察しますと、支援を必要とする多くの人々が地域に潜在していると見込まれ、さらなる事業展開が急がれます。

長野での生活困窮者支援の取り組み

長野県は平成23年度から、「パーソナル・サポート・モデル事業」としてワンストップ型の自立相談支援を行い、平成26年度には“まいさぼ”を県内6カ所に設置し、6市と共同して広域圏で生活困窮者支援に取り組みました。

法施行後は、県(町村部)と19市すべてにおいて実施形態はそれぞれながら、“まいさぼ”を愛称に実施しています。

また、県社協と町村社協との間で“まいさぼ出張相談所”の委託契約を結び、町村部における相

談支援体制づくりをすすめています。とくに、町村社協のまいさぼ出張相談所に支援員が、出向くケースも多く、相談にこられる方の生活課題や家族状況、その世帯が暮らす地域に目を向けることになります。そのうえで、一人ひとりの課題を整理し、支援プランを検討します。

また、支援プランの策定にあたり、都市部と町村部の地域資源やマンパワーの違いがあるため、近隣の“まいさぼ”が集っての任意研修や、広報誌『まいさぼレター』の発行等により、地域資源の情報共有やケース検討を重ねながら支援をはかっています。

40～50歳代の離職ケースが約半数、 総合的なセーフティネットの促進

相談者の年齢層は、40歳から50歳代が約半数です。とくに離職状態が続いている男性の単身者からの相談が顕著に現れています。こうした世代の経過を辿ると、離職とともに日常生活や地域社会へのかかわりに課題のあるケースが少なくありません。

また、直ちに就労に結びつかないケースでは、地域における「居場所」や「役割づくり」といった、本人と地域とのつながりを意識しながら支援プランを考えます。

さらに食糧支援を要する緊急性のある相談も多く、給付型の緊急支援である「信州あんしんセーフティネット事業」(長野県社会福祉法人経営者協議会)や「フードバンク事業」(社会福祉法人長野市社会事業協会)など、社会福祉法人による地域貢献活動との連携・協働により対応しています。

今後は、社会福祉法人関係組織や行政、医療、労働、教育など広範囲な関係機関・専門職が協調、協力してのネットワークのもとに総合的なセーフティネットをはかる必要があります。

ふれあいのまちづくりを基盤として

生活困窮に限らず、“まいさぼ”にはさまざまな生活課題が寄せられます。そのために、身近な生活圏域での福祉課題の把握や地域活動を担う人材の発掘と育成が必要です。さらに、市町村では福祉はもとより、多様な支援機関による包括的で総合的な相談支援のネットワークづくりが急がれます。そこには小地域と市町村の相互連携をはかるコーディネート機能が欠かせません。

平成に入り、市区町村社会福祉協議会が実施主体で、「ふれあいのまちづくり事業」が全国的に取り組まれました。地域住民の参加と市区町村や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域にそった創意と工夫により具体的な福祉課題に対応するため、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域づくりを目的にした事業でした。

時代の変化にあつての生活困窮者自立支援制度ですが、「新たなものをつくる」というよりも、ふれあいのまちづくりなどをもとに社会福祉協議会が取り組んできた共に支える地域社会づくりを基盤としつつ、評価・見直しを加えながら豊かな「地域福祉の再構築」をすすめる契機にしなければならないと考えています。

平成 27 年度

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果

(件数、人)

	新規相談受付件数	人口 10万人 あたり	プラン作成件数	人口 10万人 あたり	就労支援対象者数	人口 10万人 あたり	就労者数	増収者数
都道府県 (管内市区町村含む)	143,772	14.5	27,748	2.8	17,458	1.8	13,859	5,174
指定都市	54,333	16.6	21,450	6.6	7,087	2.2	4,982	909
中核市	28,306	12.9	6,372	2.9	3,662	1.7	2,624	863
合計	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

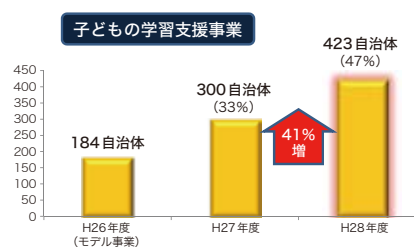
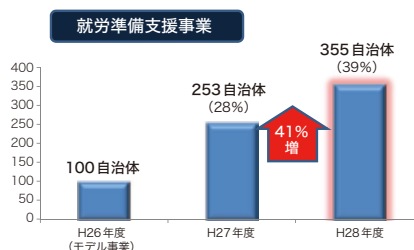
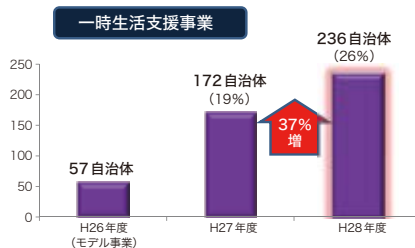
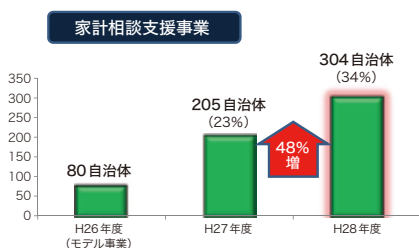
(平成 28 年 5 月 厚生労働省調査より)



平成 28 年度

生活困窮者自立支援制度 任意事業の実施状況(実施予定を含む)

平成 28 年 4 月 1 日時点 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室
(平成 28 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果より)

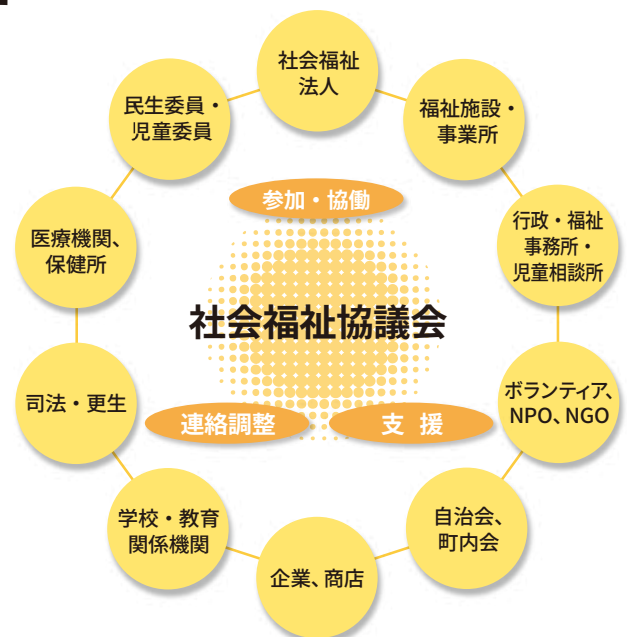


社会福祉協議会(社協 しゃきょう)は、福祉のまちづくりをすすめます

地域の社会福祉の増進が使命

社協は、地域福祉の推進を目的とした民間組織であり、非営利、公益の組織として社会福祉法に位置づけられています。

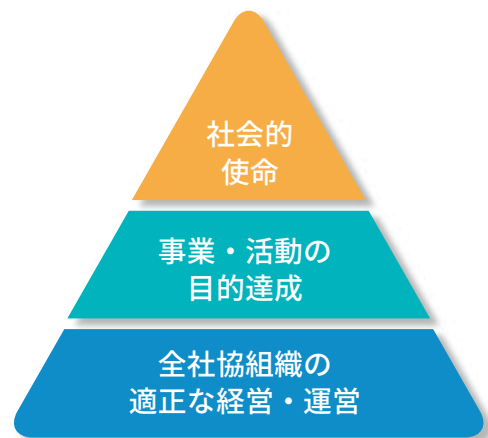
一人ひとりのニーズを受けとめ、支援を行うとともに、地域全体の課題として解決をはかる仕組みづくりをすすめます。



全社協は「ともに生きる豊かな福祉社会」をめざします

全国社会福祉協議会の社会的使命

全社協は、「中央慈善協会」(明治41年設立、初代会長 渋沢栄一)を前身とし、昭和26年に「中央社会福祉協議会」として設立以降、全国社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等福祉組織のネットワークによる連携・調整のもとに、高齢者・障害者・子ども子育て家庭などの福祉分野や、生活困窮など広範な福祉制度の改善に向けた取り組み、また社会福祉に関するさまざまな事業や活動をすすめています。それらをもとに、全国の福祉事業と福祉活動を発展・活性化させ、わが国の社会福祉の増進に努めています。



平成27年度実績

要望、政策提言 88件 (社会保障政策、福祉制度に関する提言・要望等)

セミナー・研修会等の開催 281種類 (福祉人材確保・養成研修等)

大会、会議、検討会 250回 (全国大会等の開催 19回 延べ参加者数 15,315人)

広報・情報提供・出版 (出版部刊行図書・雑誌 106点 種別協議会等機関誌 21種類)

調査研究 46件 (社協、福祉施設、民生委員・児童委員等に関する調査研究)

孤立を防ぎ、住み慣れた 地域での暮らしを支えます

地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

社会的孤立や貧困・格差等の福祉課題に応じて生活困窮者自立支援事業等をもとに、住み慣れた地域で自分らしい生活をいとなめるよう、社協や民生委員・児童委員による地域での支援活動、ボランティア・市民活動の振興に取り組んでいます。



◆ 民生委員・児童委員活動の一層の推進

全国の23万人余の民生委員・児童委員の、地域での福祉活動が円滑にすすむよう環境整備に取り組んでいます。

平成29年度に民生委員制度創設100周年を迎えることから、全国民生委員児童委員連合会において、これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討等をすすめています。

◆ ボランティア・市民活動の推進

「市町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策2015」をとりまとめ、これからの社協ボランティアセンター（以下、「社協VC」）の体制の強化に向けて共有化をはかるなど、社協VCの現状把握と社協や行政の取り組み課題などの整理をはかって

います。さらに、「社会的包摂に向けた福祉教育のあり方研究報告」をもとに、モデル事業を7カ所で行うなど、今後の活動強化に向けた全国的な実践を働きかけています。

◆ 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討

『「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」に関する重点事業の展開方策』、『福祉ビジョン2011』第2次行動指針』にもとづき、社会福祉法人制度改革をふまえた都道府県・指定都市社協の経営課題の検討・提起をすすめています。

福祉サービスの質を確保し、 利用する人の権利を守ります

福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

全国社会福祉施設やその経営主体である社会福祉法人、福祉専門職の全国組織等と連携し、福祉施設環境や福祉サービスの充実に取り組むとともに、「第三者評価事業」の普及や苦情解決等を通じて、福祉サービスの質の向上、権利擁護のための取り組みをすすめています。



◆ 福祉サービス第三者評価事業

全国段階の推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施や、評価基準の普及・更新に取り組んでいます。

◆ 運営適正化委員会事業(苦情解決)

「苦情相談体制・研修部会」を設置し、制度発足以来、見直しが行われていない通知の改定等について検討をすすめ、事業の課題解決をはかります。

◆ 権利擁護・日常生活自立支援事業

今後のニーズの増加に対応した事業の将来的なあり方を検討しつつ、都道府県・指定都市社協とともに権利擁護の一層の推進をはかります。

◆ 差別解消・虐待防止

障害者差別解消法の施行に向け、障害者の権利擁護をはかるため、意見提出を行うとともにパンフレットを作成し啓発活動をすすめています。

福祉・介護・保育を担う 福祉人材を育てます

介護・保育サービスを担う福祉人材確保、育成への取り組み

福祉人材センター・バンク、研修実施機関、種別協議会との連携・協働により、また中央福祉学院等においてキャリアアップの仕組みの構築や対人援助職としての専門性向上をめざす研修などを充実させ、働きやすくやりがいを感じられる福祉の職場づくりをすすめています。



◆ 専門性の向上・資格取得支援

中央福祉学院では、社会福祉主事資格や社会福祉施設長の資格認定課程、社会福祉士短期通信課程などの通信教育と福祉施設や社協の職員を対象とした現任研修を実施し、年間1万人を超える人が研修を受けています。

平成28年4月から始まった、11県市社会福祉協議会との連携による介護職員実務者研修通信課程のための「指導の手引」の作成、指導講師を養成する講習会の開催やテキストの発行を行いました。

◆ 福祉職員のキャリアパス構築に向けた支援

事業種別・職種によらず福祉・介護職員全般を対象とし、中央福祉学院が開発した「福祉職員キャリアパス

対応生涯研修課程」の全国への普及・促進をはかっています。

◆ 新たな人材確保施策への対応

社会福祉法改正による介護福祉士等の届出制度への対応と無料職業紹介事業の強化に向けて、システム開発の検討を行いました(平成29年4月1日稼働)。

「一億総活躍社会」の実現に向けて新たに制度化された介護・保育人材の再就職準備金貸付事業等の効果的な運用に向けて、国と協議を行いました。

介護人材のすそ野を広げるための方策として、「介護老人福祉施設における中高年齢者層の活用促進に向けた手引き」を作成しました。

アジアの福祉人材育成と国際的な交流・支援活動に取り組みます

アジアにおける社会福祉を担う人材の育成と福祉関係者のネットワークの拡充に向け、アジア社会福祉従事者研修等の人材育成事業を実施するとともに、修了生の母国での活動や災害時の活動等を支援しています(第32期までの修了生8カ国152名)。

また「国際交流・支援活動会員制度」により、福祉活

動への支援を行っています。

さらに、フィリピン台風福祉活動を展開している7民間団体へ2,153万円、ネパール地震災害福祉活動支援募金を中央共同募金会と共同で実施し、6団体へ3,590万円を助成しています。

広報・メディア活動で 社会福祉への理解を広げます

社会福祉に対する国民的な理解促進、社協組織の存在意義等をアピールするために、マスコミ関係者等との連携強化をはかりながら、本会や種別協議会等の活動状況を広く社会に発信していきます。

◆ 全社協事業活動の発信・強化

「全社協Annual Report」、「全社協Action Report」の発行により、本会の事業の広報発信・強化をはかっています。



◆ 月刊誌・参考図書の刊行

福祉関係者のための月刊雑誌や実務・実践に役立つ参考図書を刊行しています。

平成28年熊本地震 被災地への支援をすすめています

全国の社会福祉関係者による被災地支援活動

◆ 平成28年熊本地震への支援状況

平成28年4月14日、16日の発災後、全社協は「平成28年熊本地震福祉対策本部」を設置しました。

都道府県・指定都市社協、各種別協議会等との協働により、被災地支援活動をすすめています。



＜社協・ボランティア関係＞

発災直後、本会職員を熊本県社協に派遣するとともに、各市町村の災害ボランティアセンターの設置、運営を支援するため、全国からの社協職員の応援派遣について調整を行いました。17市町村で災害ボランティアセンターが開設され、4月28日～8月22日までに約6,700人日の派遣を調整しました。

発災直後から、被災地で活動したボランティアは、延べ10万人を超えています。

＜義援金等＞

社会福祉施設協議会連絡会(4,184万円)、全国社会就労センター協議会(1,147万円)、全国保育士会(926万円)、全国児童養護施設協議会(1,581万円)、全国乳児福祉協議会(479万円)、保育三団体等(7,502万円)において、被災施設等の支援に向けて義援金等を募集し、支援を実施しました。

(8月末日現在)

＜生活福祉資金関係＞

熊本地震の被災者(県外への避難者を含む)に対して当面の生活費を貸付するため、緊急小口資金特例貸付を全都道府県で実施しました(貸付件数1.1万件、貸付額14.7億円)。

とくに、熊本県内での実施に際しては、特設会場を含め、県内18の市町村に全国の社協から応援職員の派遣調整を行いました。5月6日から6月17日までに166人(745人日)の社協職員が現地入りし、被災者からの借り入れ相談に対応しました。

◆ 大規模災害対策の推進

「大規模災害対策基本方針」にもとづき、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員の各組織を中心としつつ、幅広い関係者への普及と理解促進をはかり、今後の大規模災害の発生に備えた態勢整備をすすめます。

また、全社協の大規模災害支援活動基金より、平成27年関東・東北豪雨災害および平成28年熊本地震における社協の災害支援活動に対して財政支援を行いました。

＜福祉施設関係＞

各種別協議会において、支援物資の調達・輸送、応援職員の派遣等の支援活動を実施しました。

厚生労働省が各自治体を通じて呼びかけた介護職員等の応援にかかるマッチングをすすめるため、本会職員を現地調整本部へ派遣するとともに、全国経営協、種別協議会や関係団体と連携し、時間の経過とともに変化する被災施設等のニーズの把握と支援活動を行いました。

◆ 東日本大震災にかかる支援活動の継続

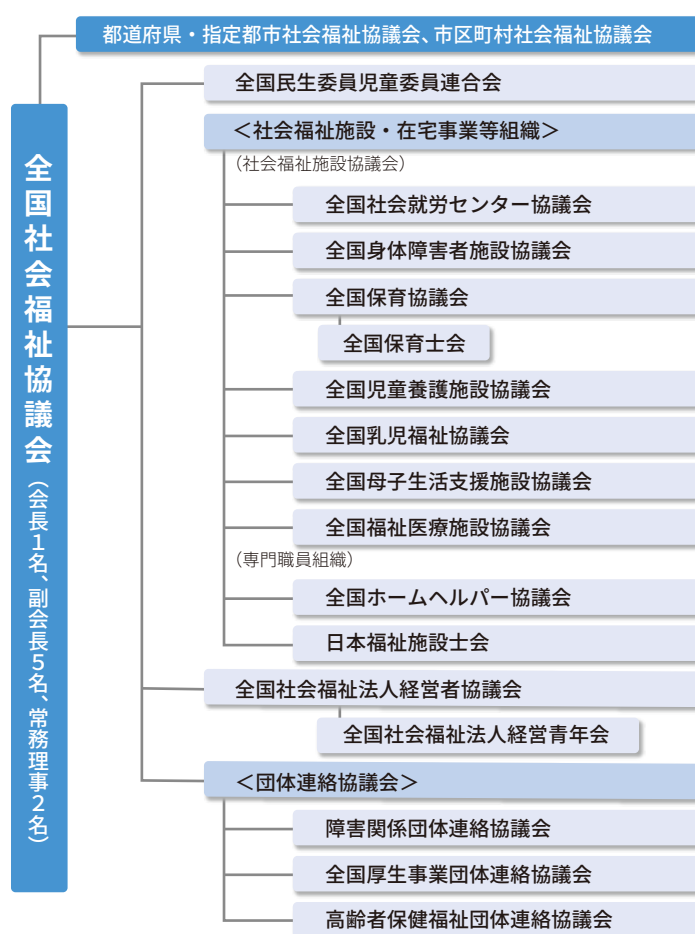
東日本大震災被災地の復興に向け、引き続き被災地の支援ニーズをふまえ、各関係組織との連携のもと、被災した社協、社会福祉法人・福祉施設の復興支援、被災地の民生委員・児童委員活動の支援など、各分野における支援活動に継続して取り組んでいます。

■ 全社協の法人組織

全社協は、47都道府県社協と20指定都市社協の連合会としての性格、組織を基本としています。

また、社会福祉の各分野の全国団体を内部組織として設置し、13種別協議会・3団体連絡協議会をもって構成されています。

福祉サービスの質や専門性の向上等をめざして、各全国組織と連携・協働して事業を推進しています。



■ 種別協議会・団体連絡協議会の概要と重点事業のご紹介

種別協議会

全国民生委員児童委員連合会

(会員数／232,680人)

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

全国23万人余の民生委員・児童委員を会員とし、都道府県・指定都市民児協を構成団体とする全国段階の民児協組織。



重点事業

- ① 民生委員制度創設100周年記念事業の実施
- ② 平成28年12月1日の一斉改選に伴う準備、引き継ぎ、新任委員研修実施への支援
- ③ 民生委員・児童委員の活動環境の整備

全国社会就労センター協議会

(会員数／1,553施設)

<http://www.selp.or.jp/>

全国の障害者の働く施設(旧法授産施設)関係者が大同団結して結成された組織。



重点事業

- ① 改定障害者総合支援法と次期報酬改定に向けた検証
- ② 優先調達推進法を活用した官公需推進と工賃向上に向けた事業振興検証
- ③ 就労支援事業に配慮した社福法人制度改革の実現

全国身体障害者施設協議会

(会員数／513施設)

<http://www.shinsyokyo.com/>

主として身体障害者への支援を行う障害者支援施設を会員とする組織。

重点事業

- ① 身障ケアガイドライン改訂新版の普及
- ② 利用者一人ひとりの人権の尊重をより一層すすめる
- ③ 会員施設における虐待防止・権利擁護のさらなる取り組みの推進

全国保育協議会

(会員数／ 21,188施設)

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

全国の公私立認可保育所・認定こども園等の約8割が加入する団体。



重点事業

- ① 社会の要請や地域ニーズに対応した会員の取り組みの推進
- ② 研修事業の充実および会報誌等を通じた情報提供
- ③ 被災地の保育への継続的支援および災害時の安全・安心な保育構築の推進

全国保育士会

(会員数／ 183,280人)

<http://www.z-hoikushikai.com/>

全国の公私立認可保育所・認定こども園等に勤務している保育士等を会員とする組織。



重点事業

- ① 子どもの豊かな育ちを実現するための取り組み
- ② 保育の専門性と質の向上のための組織・事業の強化と拡充
- ③ 保育に対する保護者・地域社会からの理解促進
- ④ 自然災害等の被災地保育士支援

全国児童養護施設協議会

(会員数／ 603施設)

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

全国で3万人余の児童が生活する児童養護施設を会員とする組織。



重点事業

- ① 施設の小規模化、地域分散化等の推進
- ② 職員の専門性の向上、人材確保・育成の推進
- ③ 児童の自立支援の充実・強化
- ④ 地域の子育て支援拠点としての役割の推進、等

全国乳児福祉協議会

(会員数／ 136施設)

<http://www.nyuijin.gr.jp/>

全国で3,500人余の乳幼児を養育する乳児院を会員とする組織。



重点事業

- ① 乳児院における養育の質向上と支援の充実
- ② 社会福祉法人をめぐる制度の変化や、子ども・子育て課題への的確な対応

全国母子生活支援施設協議会

(会員数／ 220施設)

<http://zenbokyuu.jp/>

全国で5千世帯、母子9千人余の利用がある母子生活支援施設を会員とする組織。

重点事業

- ① 地域におけるひとり親家庭支援の拠点として、「私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)」の実践
- ② 利用者支援・地域支援強化の取り組み
- ③ 職員の資質向上のため、生涯研修体系策定の取り組み

全国福祉医療施設協議会

(会員数／ 165施設(病院・診療所))

<http://www.zenkoku-iryokyo.jp/>

多様な生活課題をもつ方々に、無料・低額診療事業を行う病院・診療所(福祉医療施設)を会員とし、福祉医療実践のさらなる充実をめざして活動している。

重点事業

- ① 無料低額診療事業をめぐる状況把握、分析
- ② 福祉医療実践の状況把握と検証、普及
- ③ 福祉医療実践に関する「紀要」の発行

全国ホームヘルパー協議会

(会員数／ 4,113人)

<http://www.homehelper-japan.com/>

連絡調整、調査、研究協議等を目的としたホームヘルパー自身の専門職組織。

重点事業

- ① 平成30年度の介護保険制度改正を見据えた、意見提出等の適切な対応
- ② 「ホームヘルプの質を高める研修会」の開催、テキストの発行・普及を通じた資質向上

日本福祉施設士会

(会員数／1,221人)

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/>



福祉施設士が、資質の維持、向上のための自己研さんをはかる生涯研修を通じて、施設福祉・地域福祉の推進に寄与することを目的に活動している。

重点事業

- ① 研修の充実による福祉施設長の質の向上
- ② 福祉施設の経営管理にかかる情報の提供・共有
- ③ 社会福祉法人制度見直しへの取り組み支援

全国社会福祉法人経営者協議会

(会員数／7,303法人)

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、福祉サービスが必要とする方々だけではなく、地域に欠かすことのできない社会資源としての役割を果たす実践をすすめている。

重点事業

- ① 社会福祉法改正への対応、会員法人による実践の促進
- ② 社会福祉法人に対するポジティブな評判の形成に向けた広報戦略の展開と、福祉人材の確保、定着、育成の取り組み
- ③ 次期報酬改定等への対応

全国社会福祉法人経営青年会

(会員数／1,177人)

<http://www.zenkoku-skk.ne.jp/>

次代の社会福祉法人経営を担う50歳未満の方を会員とし、社会が求める法人経営のあり方を追求し、その実践を通して福祉サービスの一層の充実をめざしている。

重点事業

- ① 社会福祉法改正への対応
- ② 社会福祉法人による公益的な取り組みのさらなる拡充
- ③ 次代の法人経営を担う人材の育成

団体連絡協議会

障害関係団体連絡協議会

(構成団体20団体)

障害者の福祉向上、障害関係団体の連結連携をはかることを目的とする組織。

重点事業

- ① 「地域での支えあいに関する研究」をテーマとした調査研究
- ② 障害福祉施策トピックスをテーマとした「障連協セミナー」の開催
- ③ 「障害福祉関係ニュース」等による情報提供

全国厚生事業団体連絡協議会

(構成団体4団体)

さまざまな生活困窮状態等にある人の自立生活に向けた支援に取り組む関係4団体の連携を目的とする組織。

重点事業

生活困窮者自立支援関係事業をすすめるうえでのネットワーク構築をめざした厚生関係施設の地域連携への取り組み強化

高齢者保健福祉団体連絡協議会

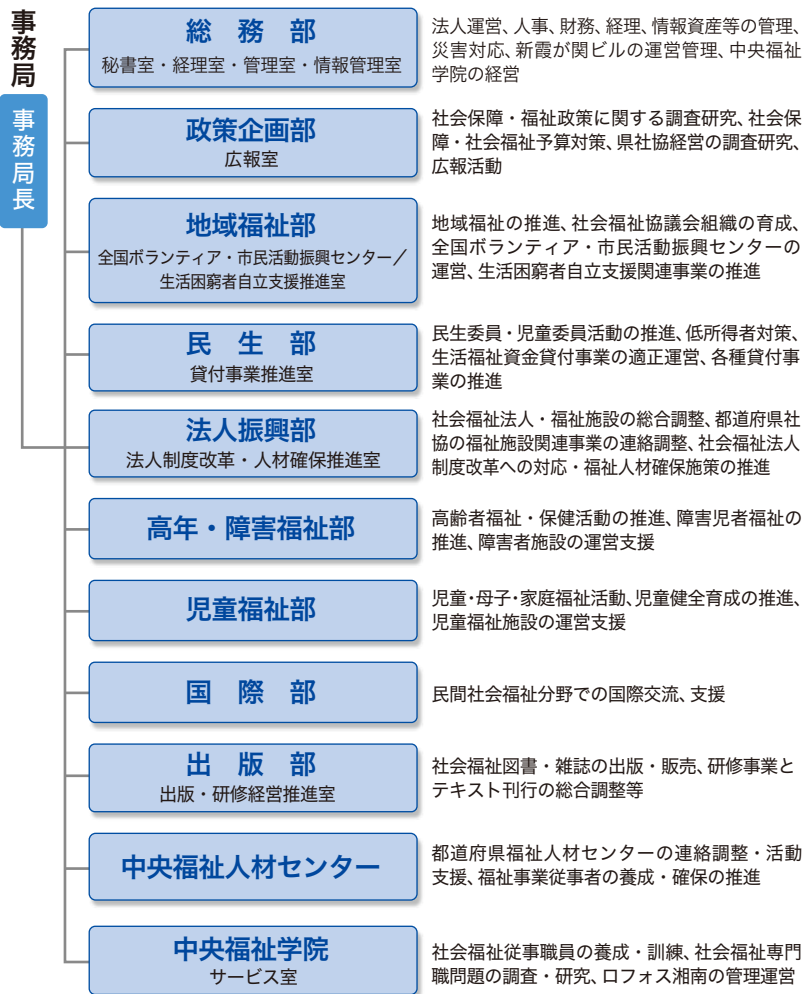
(構成団体2団体)

高齢者保健福祉分野の全国団体間の連絡調整を目的とする組織。

重点事業

幅広い関係者との連携や協議の場づくりをめざした関係団体との高齢者介護・福祉の課題整理

全社協の法人概要



全社協事業の適正な運営、実施、あるいは、調査・研究を目的とし、下記の委員会が設置されています。

事業運営委員会

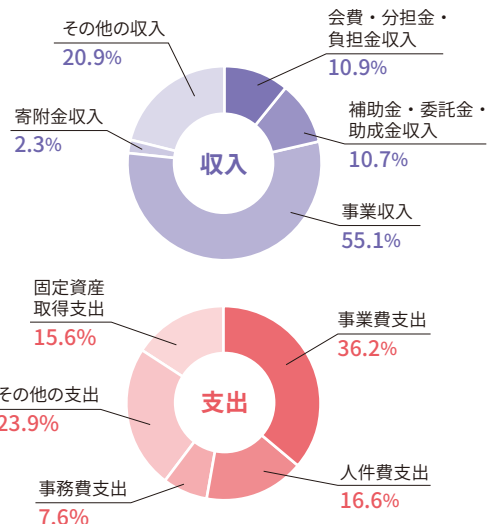
全国大会委員会
地域福祉推進委員会
全国ボランティア・市民活動振興センター運営委員会
中央福祉学院研修運営委員会
民生委員互助共励事業運営委員会
生活福祉資金貸付事業運営委員会
国際社会福祉基金委員会
退職基金運営委員会
福祉サービスの質の向上推進委員会
中央福祉人材センター運営委員会
都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会

諮問委員会

総合企画委員会
表彰審査委員会

調査研究委員会

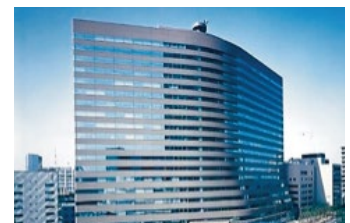
政策委員会



平成27年度の財政 | 収入 7,044,413千円
| 支出 7,097,578千円

◆新霞が関ビル

1987(昭和62)年に竣工した「新霞が関ビル」は、福祉のナショナルセンターです。ロビー階に「全社協灘尾ホール」(最大収容人員550名)を擁し、各種の全国会議やセミナーの開催など、福祉関係者の結集の場として活用されています。(所在地：東京都千代田区霞が関3丁目3番地2号)



◆中央福祉学院(ロフォス湘南)

1995(平成7)年に中央社会福祉研修センターを改称し、神奈川県葉山町に建設した中央福祉学院(愛称：ロフォス湘南、「ロフォスはギリシャ語で「丘」」)は、宿泊設備を備えた総合研修センターです。福祉人材の養成、福祉資格の付与の研修を企画・実施し、研修を受ける方々は年間1万人を超えています。(所在地：神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44)



全国に広がる
福祉関係者のネットワークで
豊かな福祉社会を
めざします。

連 携
協 働

市区町村社会福祉協議会

[1,846カ所／職員約14万人]

皆さんがお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社協です。

全国社会福祉協議会

[1カ所／職員133人]

全国社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会等の連合会として設置された、全国段階の社会福祉協議会です。

都道府県・指定都市社会福祉協議会

[67カ所／職員約1万5千人]

広域での地域福祉の充実をめざした活動を行っています。

種別協議会・団体連絡協議会

民生委員・児童委員・社会福祉法人・福祉施設・福祉分野で働く専門職団体

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7851(代表)

03-3581-7889(政策企画部)

03-3581-4657(政策企画部広報室)

URL. <http://www.shakyo.or.jp/>